

中学生の給食費無償化に伴う総合計画基本計画事業の変更について

市内の子育て世帯への幅広い支援施策の一環として、令和 8 年度から中学校及び義務教育学校後期課程等（公立・私立問わず）に在籍する、市内在住の生徒の給食費を無償化することに伴い、第 8 次多治見市総合計画基本計画事業を、次のとおり変更する。

1. 変更内容

政策の柱	1 子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり		
施策	2 出産前からの切れ目のない支援		
基本計画事業		内容	担当課
	変更前	④給食費無償化を検討し、実施します	食育推進課 子ども支援課
	変更後	④中学生の給食費を無償化します	食育推進課

2. 目的

- (1) 塾や部活動など、家計負担が増加し、学校徴収金も増額する時期の子を持つ世帯への支援
- (2) 養育する子の人数に関わらず、子育てをする全ての世帯への支援

3 事業費等

給食物資の高騰に伴い、令和 7 年度からの中学校給食費は、**1 食／360 円**

中学生の人数 ※令和 7 年度見込	2,499 人（うち私立中学生 157 人） ※要保護・準要保護対象 218 人除く	
年間事業費 ※給食提供日数 206 日で計算	公立中学生	私立中学生
	173,682,720 円	11,643,120 円
	合計 185,325,840 円	
対象者 1 人当たりの年間支援額	74,160 円 (360 円×206 日)	

※今後の国の動向を注視し、補助制度などの支援を活用する。

4 本市学校給食の提供を受けていない生徒への対応方針

生徒の状況	対応内容
① 多治見市立学校に在籍し、食物アレルギー等の諸事情により給食停止届を提出し、給食の提供を受けてない	多治見市給食費相当額を補助 (360円/食)
② 給食がない市内の私立中学校に在籍	
③ 給食がない市外の中学校等(公立・私立を問わず)に在籍	
④ 給食がある市外の中学校等(公立・私立を問わず)に在籍	学校給食費実費額を補助 (多治見市給食費相当額が上限)

※市外からの越境通学者は、市内在住でないため対象外

5 スケジュール

R7. 2. 17	政策会議へ付議
3. 13～4. 14	パブリックコメント
3. 24	全員協議会
3. 28	事業評価委員会 (総計変更についての意見聴取)
R7. 6月	総合計画基本計画事業変更 (6月議会提案)
～9月	無償化実施要綱及び補助要綱の策定
10月	R8 当初予算要求 (給食費)、保護者への周知文書発出
R8. 4月	中学生無償化開始